

平成22年6月21日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19530736
 研究課題名（和文） フランス社会教育施設の公・私セクターの関連構造－公共圏の創造の視点から－
 研究課題名（英文） A study on the relations between public and private sector of the social education institutions in France from the perspective of the creation of public sphere
 研究代表者
 岩橋恵子（IWAHASHI KEIKO）
 志學館大学・法学部・教授
 研究者番号：70248649

研究成果の概要（和文）：今日フランスの社会教育施設は、民衆教育アソシエーションが担ってきた歴史的土壌の中で、公・私セクターの協働のための制度的整備がなされてきている。そしてそれは、普遍的理念モデルを実施する活動の場ではなく、広く住民に開かれた地域プロジェクトの企画・遂行機関としての性格を担いつつある。そのため、地域の課題と実情に応じての、公・セクターの多様な活動主体が参画するネットワークによる、豊かな公共圏創造が志向・追求されている。

研究成果の概要（英文）：Concerning today's social education institutions in France, institutional preparation for collaboration of the public and a private sector has been made, in all requirements which the associations for popular education have formed historically. Social education institutions are not the places of the activities which carry out the universal idea model reduced to the France republicanism, but ones for both planning and execution of local projects widely opened to residents. According to the needs and the real conditions of the area, therefore, the network has been building. There, that is, the various active subjects of both the public and private sector take part in the planning, and pursue creation of the public sphere.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・社会教育

キーワード：フランス、社会教育施設、公共圏

1. 研究開始当初の背景

今日日本において公共施設の新たな管理運営方法としてニュー・パブリック・マネジメント（NPM）が注目されている。公民館、

博物館・美術館、スポーツ施設など社会教育施設においても、その具体的手法としての指定管理者制度の実施が進められつつある。そしてこの制度によってNPOや民間企業も

社会教育施設の運営に参加できることになり、公共性の担い手が行政だけでなく、多元的で実際的な公共性の処理を行うために市民自らが社会教育施設の運営に参加する道が生まれることになったといわれる。とすればこのことは、社会教育における新たな公共圏の創造の可能性が開かれたことを意味する。だが、指定管理者制度の現実の進展においては、行政改革の一環としての合理性・経済性の追求といった側面が大きく、「公共性の担い手の広がり」や「新たな公共圏の創造」への志向は極めて脆弱なまま進んでいるといわざるをえない。地方自治体・NPO・企業など多元的な担い手による公共圏の創造のための社会教育施設の管理運営において<公セクター>と<私セクター>の関係をどのように構築すべきなのか、NPM・指定管理者制度がその方法として適切なものなのかどうか問われている。

2. 研究の目的

(1) 日本の社会教育施設の管理運営をめぐる状況を相対化するために、公セクター(国・地方行政)・私セクター(アソシエーション association)の協働から始まった歴史をもつフランスの社会教育施設(l'équipement socioculturel)を対象に、その活動と公・私協働を支える枠組みおよび実態と課題を検討する。そのことを通して、多様な活動主体が参画しネットワークをつくることによって構築される公共圏のあり方のインプリケーションを提示する。

(2) フランスにおいてもほとんど研究のないフランス社会教育施設についての全国的状況の把握に努めるとともに、公私協働形態を有して成立している社会教育施設の実相にせまり、フランスの社会教育そのものが有する多元的性格の検討を行う。それは、19世紀末以来アソシエーションを基盤に発展してきたフランス社会教育の変容と今日的な性格を把握することでもある。

3. 研究の方法

(1) 多元的で複雑な管理運営形態を有するフランス社会教育施設の今日の特徴をふまえて、それを歴史的な脈の中で把握する。その際、とくに多元的施設管理運営において大きな役割を演じてきたアソシエーション(association)の役割に着目しつつ考察する。

(2) 地域の公共圏形成において役割を果たしている社会教育施設の事例に焦点化し実証的考察を行う。具体的には、地域の社会教育施設として近年急増している社会センター(centre social)および余暇センター(centre de loisirs)を主な対象として現地調査を行い、その活動および管理運営における公・私セクターの関わりを調査・分析する。

4. 研究成果

(1) フランスの社会教育施設についての調査統計はないが、J-P. オーギュスタンらによれば、全国に約20,000(スポーツ専門施設、博物館、図書館を除く)があるとされる。そしてそれらの施設において、文化、社会文化、社会的教育、スポーツ、社会福祉、社会開発・経済活動など、ほぼ日本の社会教育活動と重なる多様な活動が展開されている。また施設建造物そのものも日本と同様に市町村が所有するケースがほとんどである。しかし、管理運営形態においては、歴史的に社会教育行政に一元的管理がなされてきた日本のそれとは異なり、極めて多様な管理運営形態がみられる。まず最も多いのが、アソシエーションが管理運営する施設であるが、それらは次のように様々な形態をとっている。①アソシエーションが独立的に行う ②行政と平等な立場での合意契約(contrat de gré à gré)による ③公開性・競争性の原理の下での選抜による公役務の委任(délégation de service public)契約による ④市政の下での準行政的(para-administration)形態である。次に多いのは、行政(主に市町村)が管理運営する施設であるが、それらの多くではアソシエーションの運営参加がみられる。最後に数は少ないが社会的基金団体(家族手当金庫など)といった公セクターが管理運営する施設がある。日本との比較において特徴的なのは、第1に、各施設においてこうした管理運営形態がア prioriに決定されているのではなく、地域や住民の実情や意向に応じて変えうること、第2に、アソシエーションが、公セクターのパートナーとして極めて大きな位置を占めていることである。

(2) 社会教育施設の管理運営にアソシエーションが大きな位置を占める背景として、次の2点が指摘できる。第1に、社会教育施設は、もともとアソシエーションが社会教育(民衆教育 éducation populaire)活動を担ってきた歴史を基盤として誕生していること、第2にアソシエーションが行政の対等なパートナーとしての位置を占める制度的正統性が一定整備されていることである。

社会教育施設が誕生し全国に広がる直接的な推進力になったのは、1960年代からの国家プラン(第4次プラン～第6次プラン1961～1975年)の中での国土整備開発政策の実施である。とりわけ都市化の進む新しい地区整備計画などに社会教育施設の設置が義務づけられ大幅な国家予算が組まれた。国家プランが実施された1962-74年の間に、6,000館にのぼる施設が設立され、25,000人の職員(アナマトール)が配置されているが、その活動基盤は従来からのアソシエーションであった。こうして社会教育施設は、公設民営型協働を基本として始まる。その後1980年代の地方分

権改革下において、権限が強化された地方自治体が施設の管理運営に関わるようになるが、その際もアソシアシオンとの協働は重視された。

アソシアシオンがこのように公セクターのパートナーとして位置付く制度的正統性として、国家による公益認可 (reconnaissance d'utilité publique) あるいは認可 (agrément) というアソシアシオンの制度的位置の確保、さらに協約締結 (conventinment) や公役務の委任 (délégation de service public) といった行政とアソシアシオンの間の契約による合法的関係が制度として定着していることがある。また同時に、1980年代頃からのアソシアシオンの国家的審議機関 (社会的経済高等評議会など) などへの参画や、国家とアソシアシオンの役割共有と分担を定めた相互契約憲章の締結 (2001年) など、「国家・行政によって不可欠対話者 (interlocuteur) としての位置が形成されてきていることも無視できない。

(3) パリ市44カ所に広がるアニメーション・センター (centre d'animation) は、住民の余暇時間を豊かに過ごすことを目的として多様な文化活動プログラムを展開している施設である。その管理運営は、設立当時の1970年代からパリ市との随意契約 (convention gré à gré) によってアソシアシオンが行っていたが、それは「契約締結において行政当局が完全な自由をもつ」ため、契約者の決定について恣意性が生まれやすいことが長く批判されてきた。その結果、2001年から公役務の委任 (DSP) によって行われている。DSPとは、「公法上の法人が公役務の管理を委託する契約 (contrat)」(2001年法) である。それは公開性と競争性をもとに、談合を予防するとともに、契約者の質の確保を重視しようとすると考えられている。日本の指定管理者制度に類似し、NPMの手法を社会教育施設にも取り入れたものといえるが、管理運営の恣意性への批判の文脈を基にしており、したがって、徹底した公開性 (一般雑誌での公募、契約のための詳細な約款 cahier des clauses particulieres の制定とその公表、住民参加による審査と審査の点数化など)、住民参加の約款での位置づけやプロジェクトの実施のための広いパートナーの位置づけなどによって地域に開かれたネットワーク形成が試みられている。

(4) 社会センター (centre social) は、「すべての住民がアクセスできる総合的な使命 (教育・文化・社会福祉・連帯経済など住民生活に関わる使命-引用者) をもつ地域の施設」であり「住民の参加を促進し」「パートナーと結びつき、計画的で革新的な社会的関与の場」(1984年家族手当基金通達) として、全国に2,043 (2005年現在) 施設が広がって

いる。近年の貧困と社会的排除の問題を背景に、とりわけ社会問題を抱えた地域の人々にとって身近な社会教育施設としてこの30年で4倍近く増加している。

例えば、貧困人口の割合が23.8%と極めて高く (パリ平均10.5%) また4人に1人以上が移民出身者であるというパリ19区にある社会センターは、エスパス19 (espace19) というアソシアシオンを結成し、家族手当金庫の援助およびパリ市と憲章を締結して管理運営している (補助金全体予算の約6割)。それは、1979年の設立当初は、1施設であったが、地域課題に取り組む中で、今日では社会センター4施設と他に6つの施設 (協働菜園、メディアセンター、若者スペースなど) にまで広がり、地域全体の総合的な社会・文化活動を、集団的・連帯的・参加型のダイナミズムで展開している (職員66人、ボランティア280人、1,600世帯の家族会員と年13,000人の利用者)。

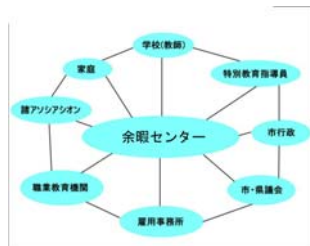
社会センターの社会教育施設としての特徴は次のような点にあり、それらが地域公共圏づくりの要素となっている。①社会センターは、センターが提案するプロジェクトを主に公的機関 (家族手当基金)、行政との契約を基に実施される。したがって、社会センターは、単なる設備提供施設でも、活動機会提供施設でもなく、広く住民に開かれた地域のプロジェクト遂行機関である。②プロジェクトは、教育、健康、雇用、住居など「総合的アニメーション」の理念をもとに、住民参加によって行われる。③したがって活動は、施設内だけで完結するものでなく、地域課題を把握し、その活動のために地域の社会的資源 (私セクター・公セクターの機関、ボランティア、企業など) を基盤とした多様なネットワークの形成に重点がおかれる。④ネットワークづくりをはじめとする諸活動のための専門職員 (アニマトゥールなど) が多数配置されている (一施設平均、正規雇用職員: 約11人、その他の雇用: 約27人)。⑤財源の6~8割が公セクターから拠出されるが、その場合複数財源 (家族手当金庫、国、県、市町村など) である。一般に委託契約はとられていない。⑥財源確保を含むロビーイング機関としての全国連盟が組織されている。

(5) 余暇センター (centre de loisirs) は、学校外の余暇時間に子どもを、集団的に受け入れることを認可された「教育機関 (entité éducative)」(1984年青少年・スポーツ省規則) である。設立者は市町村あるいは認可アソシアシオン (association agréée) と定められているが、6割以上がアソシアシオンである (2005年現在)。全国に2万館以上設置され、約500万人の子どもたちが参加し、アニマトゥールが37万人以上働くフランスで最大規模の青少年教育施設である。このよう

な規模に広がったのは、決して古いことではない(1970年代半ばは余暇センターの数は5千程度に過ぎなかった)。余暇センター急増の背景には、学業失敗の社会問題化(社会的参入困難を決定づけるおちこぼれ問題)が、学校のあり方と共に学校外の活動や地域のあり方を持つことになったことがある。その結果、子どもの生活リズムに関心もたれるようになり、学校外での教育活動の意義を見直すことによって、学校を地域に開いたり子どもの学びと育ちのために地域の人々が関わり地域での協働活動が展開され、子どもの地域公共圏づくりの基盤が広がった。そしてそのための核としての役割を余暇センターが担ってきた。

例えばパリ郊外のイッシレムリノ市の余暇センターは、イッシレムリノ・アニメーション余暇センター(CLAVIM)という認可アソシエーションが(年間予算520万ユーロ・65%が市の援助)市内にある余暇センター23施設や青少年施設を拠点に、次のように地域の全体的な活動として展開している。①学校や地域との多様なプロジェクトの起ち上げと実践(文化・スポーツ、非行防止、学業達成、青少年地域会議、若者と家族の共同活動支援の各プロジェクト)、社会福祉・予防活動・若者雇用など地域生活全般にかかわる多様な領域での諸機関と協議を

進めながら地域ネットワークが、余暇センターを核として形成されてきている(右図参照)。こうした子どもを中心とする地域



公共圏を「協議に基づく教育的空間(1' espace éducatif concerté)」づくりとして議論と実践が始まっている。

(6) 以上の考察から、次の諸点が確認できる。まず、今日フランスの社会教育施設は、公・私セクターの協働の基盤が制度的に形成・定着してきていることである。そしてそれを前提として、地域の諸課題解決に向けて、広く住民に開かれた地域のプロジェクト策定・遂行機関としての役割を担おうとしているということである。このことは、伝統的に学校を補完し共和制市民(citoyen)を育成することをめざしてきた共和制国家モデルともいえる社会教育(民衆教育)から、各地域の実情や課題に応じてそれぞれのプロジェクトを設定し活動を展開する地域の特殊性志向を価値とする社会教育への変容を示している。また、こうしたプロジェクト策定・遂行にあたっては、社会教育施設の管理運営者が占有的に決定するのではなく、地域に開かれたネットワークの中での協議プロセスが重視され

ており、ここから施設の管理運営形態が多面的性格を帯びてくることになる。そしてここにこそ、公共圏創造の契機があるのであり、施設の管理形態やプロジェクトそのものにあるわけではないということである。

こうしたフランスの社会教育施設が日本のそれに示唆することは、①公セクターか私セクターかといった縦割りの管理運営の発想を超えて、財源整備も含む公・私セクターの協働の制度的基盤づくりが不可欠であること、②社会教育施設は単に機会や場所の提供だけでないことはもちろんのこと、単なるプロジェクト執行機能でもなく、広く住民に開かれたネットワークによるプロジェクト企画・遂行機能が求められること、③NPOは行政の単なる委託としてはなく、地域における公共圏の創造主体として関わっていくこと、したがってそのためのガバナンス能力の形成が求められていることなどである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ① 岩橋恵子「フランス・アニメトゥールの職務と専門性」『社会教育職員研究』査読無、第15号、2008年、20-28頁
- ② 岩橋恵子「フランスにおける青少年教育とアニメトゥールー地域における連携協力の視角から」『日仏教育学会年報』査読無、第15号、2009年、29-36頁
- ③ 岩橋恵子「フランスのアニメトゥール」『月刊社会教育』査読無、第651号、2010年、72-78頁

〔学会発表〕(計3件)

- ① 岩橋恵子「フランス・アニメトゥールの職務と専門性」(全国社会教育職員養成研究連絡協議会・研究大会)2007年5月12日/早稲田大学
- ② 岩橋恵子「フランスの青少年教育とアニメトゥールー地域における連携協力の視角から」(日仏教育学会)2008年10月18日/志學館大学
- ③ 岩橋恵子「フランスにおける学校支援と子どもの地域公共空間—余暇センター(centre de loisirs)を中心に—」(日本社会教育学会)2009年9月19日/大東文化大学

〔図書〕(計3件)

- ① ジュヌヴィエーヴ・プジョル/ジャン＝マリ・ミニヨン著 岩橋恵子監訳、明石書店『フランスの社会教育・生涯学習の担い手たち』2007年、376頁
- ② 岩橋恵子(役割分担執筆)、ぎょうせい『大

学と地域の協働』2008年、135-154頁
③ 岩橋恵子(役割分担執筆)、東洋館出版社、
『学びあうコミュニティを培う』2009年、
107-109頁

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計◇件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩橋 恵子 (IWAHASHI KEIKO)
志學館大学・法学部・教授
研究者番号：70248649

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：